

## 第4章 暴力行為の未然の防止に向けて

- ・近年の暴力行為には、どのような特徴があるのでしょうか。
- ・「暴力行為」が起こる背景はどうなっているのでしょうか。
- ・暴力行為が起きないようにするにはどのような心構えや視点で取り組めばよいのでしょうか。

「キレる」とか「ムカつく」などの言葉をよく耳にします。

最近の子どもの問題行動には、ほんの些細なきっかけで、突然、物にあたる、友達、親、教師などの身近な人たちに暴力を振るうといった、それまで抑えていた感情をいきなり爆発させてしまうことが見受けられます。

これらの行為は、子どもたちが、日常生活の中で身も心も「ゆとり」を失い、そのような行為で心の苦悩を主張しようとしている、一種の「叫び」ともいえるのではないのでしょうか。

### 1 近年の暴力行為の特徴

従来の暴力行為の事例では、日常的に粗暴な言動を繰り返していたり、反抗的になったり、勝手な行動をとったりするなど、暴力行為に発展する前兆をある程度捉えることができました。これに対して近年の暴力行為には次のような特徴が新たにみられるようになってきました。

#### ■近年の暴力行為の特徴

- ・まえぶれもなく、周囲が起こることを予想できないほど突然暴力行為が行われる。
- ・自分の感情をコントロールできなくなり、異常な興奮状態に陥ってしまう。
- ・自分の行った暴力行為に対して、罪の意識が乏しかったり、素直に反省できず、責任を他に転嫁したりする。
- ・一旦暴力行為を行ったらその加減がわからなくなり、相手がどのような状態になっているかもわからなくなる。(頭の中が「真っ白になった」という言葉をよく使う)
- ・自分の行ったことの重大さをその場ではすぐに認識することができない。

これは、日常生活の中で心の中にたまっていたストレスや不満を上手に解消することができず、突発的・衝動的に暴力行為で発散する、いわゆる「キレる」タイプの特徴であると捉えられます。従ってこのような特徴が暴力行為を行う子どもにはあることを理解した上で指導することが大切です。

## 2 暴力行為が起こる背景と傾向

暴力行為が起こる背景には、個々の事例によって異なり特定することは容易ではありませんが、一般的には次のような社会的な背景があると考えられています。

### ■暴力行為が起こる社会的な背景

- しつけなどの家庭における教育力の低下
- 暴力シーンなどを描写する雑誌や映画、テレビなどの影響
- 他に関与しないとす社会風潮や地域における教育力の低下などの地域社会の影響
- 学歴偏重や過度の教育熱の影響
- 学校における指導方法の問題

家庭教育や社会環境など原因は複雑ですが、その中で次のような問題となる子どもの傾向もあります。

### ■暴力行為を行う子どもの傾向

- 耐える力が育っていない。
- 暴力行為などについての規範意識が低い。
- 自己中心的な傾向が強い。
- 自己表現、特に言語表現が未熟である。
- 対人関係を上手に形成することができない。
- 認められる機会が乏しく、自己を否定的に見がちである。
- 愛情や受容体験が不足したまま成長している。

また、近年、EBS (Evidence Based Medicine : 科学的根拠に基づいた医療) という考え方が広まってきていますが、暴力行為を医療の側面から今後考えていくことも必要です。

このように「暴力行為」の背景は様々考えられます。学校の指導や体制の在り方に原因があるものや、次ページにあるような学校づくりに努めることにより暴力行為への発展を未然に防げるものもあります。

しかし、暴力行為によってはその防止や治療には、医療機関などとの連携が必要とされるものがあります。このような場合、専門機関との連携が重要です。

### 3 暴力行為を未然に防止する学校づくり

#### (1) 基本的な心構え

子どもたちの暴力行為には、学校内外、生徒間、対教師、器物損壊等、様々な態様が見られますが、どのような暴力行為であれ、そうした行動の背景にある子どもたちの置かれた状況を理解する必要があります。

子どもたちを理解するためには、何よりもまず問題をかかえている子どもに対し、十分に時間を割いて話を聴くことが基本となります。感情的に不安定であったり、対人の緊張や不安が強かったり、人に対して疑い深く過度に用心をしている子どもに対しては、教師自らが心を開いて話ができる相手であるように努め、そのための時間確保が大切になります。

#### (2) 取組の視点

現在問題をかかえている子どもたちに対しては、まずその事態の收拾に向けて、関係諸機関と協力して全力で取り組むことは言うまでもありませんが、長期的な視野に立って次のような取組により暴力行為の未然の防止を図ることが大切です。

##### ① 「心」のサインを見逃さない

学年が進み、心身の成長とともに子どもたちの心は様々に変化します。また、子どもたちを取り巻く環境も多種多様で、保護者の価値観にも様々なものがあります。日ごろより子どもたちをよく観察し、学校生活だけではなく家庭での生活の様子も把握するなど確かな児童生徒理解に心がけることが大切です。

- ・日ごろから教職員と子どもたちとの人間関係や信頼関係を築くように努める。
- ・「心」の変化を早期発見・早期対応できるよう学級担任、児童生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員など、教職員間で日ごろの子どもの様子などをお互いに確認し合える体制を確立する。

##### ② 心の教育と社会性の育成

核家族化や少子化などにともない、人間関係が希薄になりがちな社会環境の中で、対人関係能力が十分に身に付かない子どもが多くなってきています。豊かな人間関係の形成や社会性の育成を図ることが重要です。また、人権意識や規範意識の確立、道徳や特別活動などにおける心の教育の積極的な推進が必要です。

- ・子どもと教師、子ども同士がお互いに信頼し合えるような関係づくりを学級、学年、学校全体で積極的に推進するよう努める。
- ・人権尊重教育や道徳教育などの研修や児童生徒理解のための研修を深める。
- ・人間関係づくりのための活動や社会体験、奉仕活動、集団活動等の体験活動を通じて児童生徒の社会性の育成に努める。

### ③ 自己実現できる場づくりと校内体制づくり

学校は、子どもたちにとって、安心してのびのびと過ごせる楽しい場所でなければなりません。そのためには、わかりやすい授業の展開や安心して自分の力を発揮できる場づくりに心がけるとともに、教職員間の共通理解を図り、日ごろから情報の共有化や緊急対応のための体制を教職員一人一人が確認しておくことが大切です。

- ・わかる授業を展開するために、各教科・領域にわたり指導方法の工夫や改善に努める。
- ・子どもたちが主体的に活動できるよう、児童会や生徒会中心の行事を年間計画に取り入れるなどして協働体験の場をつくる。
- ・教師一人で問題を抱え込まず、起こった問題行動の内容や指導結果などについての情報の共有に努める。
- ・問題行動が発生したときの緊急対応体制を整備し、分担を確認しておくとともに、事後指導の対応など教職員の共通理解を常日頃から図る。

### ④ 開かれた学校づくりと家庭教育への支援

子どもたちにとって、学校と家庭は連動したものです。子どもたちを取り巻く環境をよりよいものにするために、学校と家庭との連携を密にして学校における日常の教育活動について理解を得られるよう努めるとともに、地域社会に開かれた学校づくりを進めることが大切です。

- ・学校の教育目標、指導計画や方法について、子どもたちや保護者に周知するよう努める。
- ・学校での子どもの様子が家庭へ、家庭や地域社会での様子が学校へ伝わるようにする。
- ・地域社会との合同行事を工夫するなど開かれた学校づくりに努め、地域に育つ子どもたちとなるように地域との協力体制を図る。
- ・家庭の養育力に問題がある場合は、地域や関係機関と連携し保護者への支援を積極的に推進する。

### ⑤ 関係機関との協働体制づくり

問題行動が起きてから連携を始めるのではなく、それらを未然に防止するための様々な取組を関係機関と連絡や相談を密にしながら充実させるとともに、問題行動が起きてしまった場合の緊急の対応についても日ごろより確認しておくことが大切です。

- ・関係機関との間で、日ごろから、指導方針の相互理解や情報交換などを進めるとともに、ケースに応じた実効的な連携の内容や方法等について、関係機関の専門家を交えた協議や事例研究を行うなど情報を共有するだけにとどめず、具体的な行動をとれる体制をつくる。
- ・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校など近隣の教育機関との間で、日ごろから問題行動等についての情報交換をする。また懸念されるような事象については継続した指導が行われるよう指導の経緯や必要な情報を学校間で引き継げるよう連携に努める。

## 暴力行為を未然に防止するためのチェックリスト

### 【教師自身の振り返り】

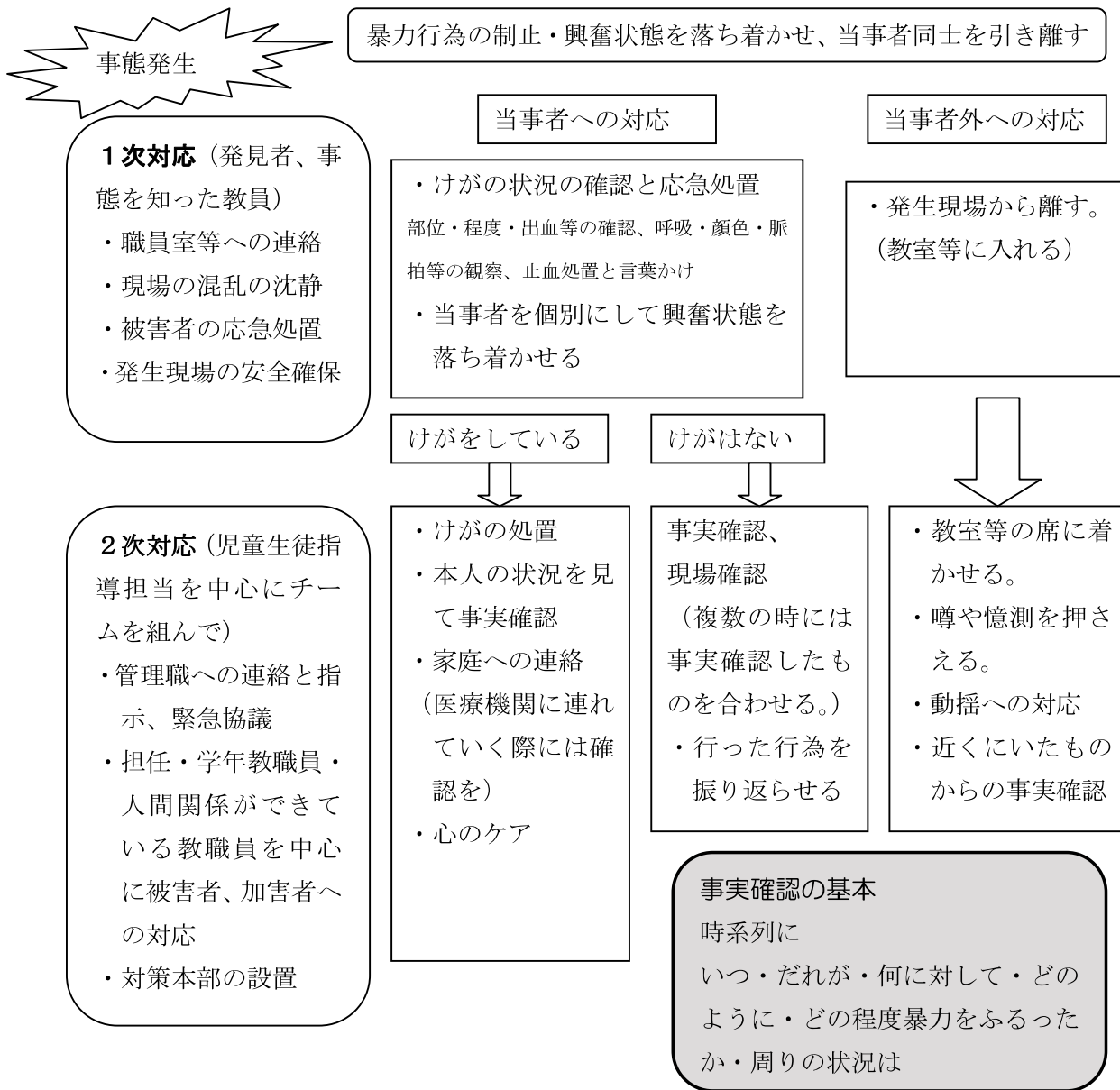
	Yes	No
① 人権に配慮した指導に心がけていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 人間関係、信頼関係づくりにつとめていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 子どもたちの個性の伸長に心がけていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 子どもたちが主体的に活動できるよう、学校全体で積極的な児童生徒指導に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ してはいけないことをきちんと指導していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 力による指導を行っていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ わかる授業に心がけていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 気にかかる子どもへの対応は確認できていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 児童生徒指導に関心を持ち、たえず研修に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 子どもの様子を保護者につたえていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 子どもたちの声に耳を傾けていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【指導体制づくり】

① 緊急対応体制の役割が確認できていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 学級担任の指導だけではなく、学年全体あるいは学校全体で取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 児童生徒指導を担当する教師を中心に協力体制ができていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 学校の指導計画や方法が、子どもたちや保護者に伝わっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 家庭との日常的な連携を深めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 家庭や地域社会での子どもの様子を把握していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 地域社会との協力体制に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等近隣の学校と連絡し合っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 児童相談所、警察、病院等の各関係機関の窓口（担当者）の方を知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 関係機関との連携方法について、あらかじめ話し合っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

#### 4 暴力行為が起きたときには

##### (1) 初期対応



##### 3次対応（これ以降は対策本部を中心とした対応となります）

【対策本部】 校長、教頭、学級担任、教務主任、児童生徒指導担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等相談員

- 事態収拾の方針決定、他教職員への事実報告及び対応策の共通理解
- 関係機関、PTA、マスコミへの対応
- 情報管理等

※ 緊急の指導体制は暴力行為の態様や規模によって、必要に応じた組織ができるよう臨機応変に対応します。

## (2) 当事者への対応

児童生徒指導担当者を中心に、必ず複数の教職員で対応し速やかに正確な事実関係の把握に努める。

- ・子どもが興奮状態にあるときには、まず落ち着かせることを第一とする。そして一人一人を個別に分けて対応すること。その際、人間関係ができている教員が対応することが重要である。
- ・負傷したり、ガラスの破損があるなど危険な状況が発生している場合には、けがの手当てや安全を確保するための処置を何より優先する。
- ・事実関係については、前ページにあるような事実確認の基本をふまえて明らかにする。その際、当事者間で事実関係の食い違いがある場合は、その相違点を個別の聞き取りの中で明確にし、再び事情聴取をし、また周囲にいた子どもの話等を聴きで事実関係を明らかにしていく。
- ・特に暴力をふるわれた子どもは精神的なショックを受けている。けがの処置とともにじっくりと話を聴き、寄り添うなどの心のケアについてもしっかりと行う。

## (3) 当事者以外への対応

当事者以外の子どもたちが動揺しないように状況を説明するなどして速やかに落ち着いた教育環境に整えるように努める。

- ・暴力行為の発生場所に、子どもたちが興味本位で集まることもある。
- ・安全を第一に配慮し教室等の自席につかせるなどして、まずその場から離れるよう指導する。
- ・事実確認ができしだい速やかに概要を説明し、誤った情報や流言蜚語が起らないよう配慮する。

## (4) 保護者への対応

誤った情報が広まらないように、できるだけ正確な情報収集に努め、事実に基づいた状況を説明し、学校に対する理解と協力を求めることが大切です。

- ・事態の收拾を図るために、PTA役員や保護者への説明や協力の依頼などを行うときには、単なる事実関係の説明だけではなく、具体的に誰に、何をどのように協力を求めるのかを明確にしておく。
- ・関係者の個人名などの公表は差し控えるなど児童生徒の人権に配慮することが必要である。

## (5) 外部機関との連携

学校での指導が限界であると判断した場合には、機を失することなく関係機関と連携することが大切です。

- ・学校における児童生徒指導上の緊急時の対応について、学校の安全維持や他の児童生徒の学習権の保障、また学校の秩序を保つために警察など外部機関と協力した指導もあり得ることを、日ごろから保護者や子どもたちに説明し、理解を求めておく必要があります。
- ・暴力行為に関係する機関には、次のようなものがあります。この他にも地域の民生委員や児童指導委員などとの連携が必要になる場合があります。ケースや事態に応じて適切な機関と連携していくことが大切です。

- 川崎市総合教育センター障害児教育研究室、教育相談センター
- 神奈川県警察本部少年相談・保護センター
- 各地区警察署生活安全課
- 児童相談所
- 精神保健福祉センター
- 家庭裁判所
- 少年鑑別所相談窓口

### 話の聴き方 ワンポイント

問題を抱えている子どもたちの兆候は、急に言葉遣いが変わったり、行動や学業成績に急激な変化が見られたりするなど、その言動に現れることが多いです。日ごろの子どもの様子をしっかりと観察し、時と場面を考え、固定概念にとらわれず、十分子どもの話を聴く姿勢で臨むことが大切です。

- ① 途中で指導を加えず、まず抱えていることを十分話せるようにする。
- ② 子ども話の内容について言葉を言い換えながら内容を整理する。本人に関する問題、家庭に関する問題、学校に関する問題など、共感しながらどこに問題があるのか整理する。
- ③ 話の内容が、つじつまが合うか判断する。現実即話か、現実からかけ離れた話かなど、現実からかけ離れている場合には、すぐには否定せず、問いかけながら自ら疑問をもたせるようにする。
- ④ 家庭生活に問題がある場合には、生活習慣、特に睡眠や食事がきちんととれているか確かめる。



## 第5章 野宿生活者へのかかわりについて

- 野宿生活者の社会的背景とその現状は現在どのようになっているのでしょうか。
  - ・ どうして野宿をしているのでしょうか。
  - ・ なぜ仕事がなくなってしまったのでしょうか。
- 野宿生活者へのかかわりについて、学校ではどのような指導が必要なのでしょうか。

### 1 川崎市の野宿生活者の現状

#### 川崎市の野宿生活者の数は？

川崎市の調査によると川崎区を中心に1,038人（平成15年7月）が野宿生活をしています。

#### どんな人が野宿生活者になっているのでしょうか？

川崎市の野宿生活者は、多くが単身の男性で、50歳以上の中高年齢者です。40歳代が少なく、やや高年齢層が多くなっています。

#### どうして野宿生活をしているのでしょうか？

野宿生活前の職種は現業労務職が9割弱と圧倒的に多く、業種は建設土木が多く、次いで製造業です。野宿生活直前に仕事を辞めた理由は「仕事なくなった」が一番の理由です。日雇として働ける日が少なくなったということです。次いで、「勤めていた会社や店を解雇された」です。けがや高齢といった理由よりも、不況の影響が大きく影響しているようです。仕事を失う、または仕事の量が少なくなったことで、アパートや社宅・寮で暮らしていた人も住まいを失うことになりました。

#### 野宿生活の人は仕事をしていないのでしょうか？

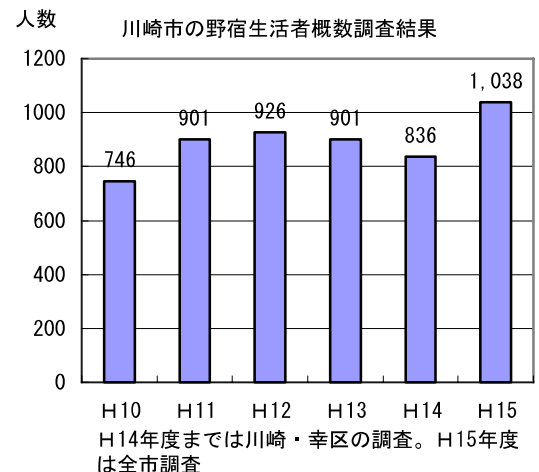
多くの野宿生活者が仕事をしています。しかし、その稼働収入が少ないため、家賃を支払えないか、支払ったら生活できなくなるかです。健康状態が悪いため十分働けない人もいますが、働ける人でも仕事が少なく生活するに足るだけの収入を継続的に得ることができていません。

#### 野宿生活の人は実際、どういう暮らしをしているのでしょうか？

収入のある仕事をしている人の平均的な収入月額は「1万円以上3万円未満」「3万円以上5万円未満」がほとんどです。こういう実態から、当然家賃は捻出できませんから野宿せざるを得ないのが現状です。野宿の場所で最も多いのは「公園」43%、次いで「川崎駅周辺」26%、「多摩川河川敷」13%となっています。野宿のかたちとしては、寝場所を一定している人の方が、小屋やブルーテントを常設している人よりも多くなっています。

#### 野宿生活者の人って、どんな気持ちで毎日を暮らしているのでしょうか？

困ること・辛いことでは、「食べ物が十分がないので辛い」「入浴、洗濯などができなくて、清潔に保つことができず困る」などで身体の不調を訴えている人が半数です。今後の希望では、「きちんと就職して働きたい」という人が半数で、「今のままでいい」という人は1割程度です。



## 2 学校教育における取組

### (1) 今日的な課題

野宿生活者への暴行事件の発生（平成 15 年 5 月～9 月）の現状と事件から浮かび上がってきた課題

#### ① 野宿生活者に対する偏見、差別の払拭にむけて

逮捕、補導された児童生徒の中には、野宿生活者に対して「汚いもの、社会のゴミを退治する」などと言った差別的、排他的な言動が見られました。

特に、野宿生活者への偏見は児童生徒ばかりでなく、指導する側の大人の意識の中にもあるように思われます。今回のような事件の再発を防ぐためには、野宿生活者およびその実態に対する正しい理解を図ることが重要です。

#### ② 基本的な人権、生命を尊重する精神の涵養にむけて

無防備で無抵抗な人間に対し「ストレス解消」「ゲーム感覚」で暴行を加えるような行為は人間の尊厳を踏みにじり、すべての人に与えられた基本的人権を侵害するものです。人権尊重教育の一層の充実を図るため、次の基本的な考え方を再確認する必要があります。

○一人一人が互いに理解し合い、全ての人とともに生きる社会の創造を目指す人間の育成  
○人間尊重の精神を養い、あらゆる偏見や差別を克服する意欲と実践力を培い、差別を許さない人間の育成

#### ③ 基本的な生活習慣の確立にむけて

暴行を加えた時間帯は深夜（午後 11 時～午前 4 時）が多く、また深夜徘徊をしているときに知り合った仲間もいます。こうした時間帯に外出して徘徊をすること自体に問題があります。学校においては、日ごろの児童生徒の実態や状況をしっかりと把握するとともに、児童生徒指導の体制を確立し、家庭や地域社会との連携を深め、こうした実態を情報発信し、行動連携による児童生徒の基本的な生活習慣の確立を図ることが大切です。

#### ④ 自尊感情の育成や自己実現の場の確保にむけて

学校や家庭での居場所がなく、自己実現を図る機会が少ないことが今回の事件の背景にあります。「何もすることがないからゲームセンターへ行く」「刺激を求めて暴行する」など、毎日の生活に目標が見いだせず短絡的な考えで行動してしまっています。そのため、学校や家庭においては、児童生徒の心の居場所づくり、自己実現できる場の工夫について再度考慮するとともに「自分が好きである、自分を大切にできる、自分に自信が持てる」など自尊感情を育て、自他ともに「かけがえのない存在である」という認識を持たせることが大切です。

また、学校と地域社会とが連携し、児童生徒が地域社会で積極的に活動できる場を工夫したり、社会奉仕の精神を育てたりするなどして、地域社会の一員としての自覚や責任を持たせるとともに多くに人との出会いを通して、豊かな心情や思いやりなどの心の育成を図ることが大切です。

## (2) 学校での取組の具体化

学校での取組はどのようにしていけばよいのでしょうか。

### ① 実態に即した学習展開を

「子どもたちの健やかな成長を願って(Ⅲ)～野宿生活者への偏見や差別の克服に向けて～」を資料として、それぞれの学校や子ども、地域の実態、また、学年や学級の実態に即した学習展開の工夫、指導資料の活用、提示の仕方について工夫をすることが大切です。

指導にあたっては、教職員の一方的な話で終わることのないように、身近な問題と関連させながら、様々な角度から話し合い、子どもとともに考えていくようにします。

また、指導資料などを活用しながら、子ども一人一人が自分の問題としてとらえ、自ら気づき、判断し、思いやりをもって人と接することができるよう援助していきます。

### ② 野宿生活者の社会的背景や現状の正しい理解を

「どうして、こんな場所で野宿生活をしているのだろうか?」「なぜ、仕事をしていないのだろうか」などの疑問が子どもたちから予想されます。必ずしも同情だけではなく、否定的、批判的な感情を抱いている事も予想されます。野宿生活者に偏見を抱き、差別する感情は野宿生活者の社会的な背景や生活実態が正しく理解されていないところに起因します。子どもたちの発達段階や地域の実態等を配慮し、表面的な同情だけで終わらせたりすることのないよう、指導する必要があります。

### ③ 自らの課題として受けとめ、自分の在り方生き方を考えさせる指導を

子どもたち一人一人が自分との関わりで問題を具体的に捉える学習をめざすためには、子どもたちが見聞きしたことや日常生活で経験したことをできるだけ掘り起こしたり、子どもたちがじっくり考える時間と場を設けたりすることなどが大切です。

子どもたちの考えに深まりが見られない場合には、それを一方的に否定するのではなく事実を丁寧に説明し、子どもたちが納得するよう指導することが大切です。

### ④ 家庭、地域との連携を図りながら

野宿生活者への対応は、学校での指導と併せて、帰宅後や長期休業中の家庭や地域社会での指導のあり方が重要です。学校では教職員は言うまでもなく、大人が子どもたちに野宿生活者に対する偏見や差別を抱かせることのないよう、家庭や地域社会との連携を図りながら取り組むことが大切です。

さらに学んだことが家庭の話題になるように、学校だより、学年だより、地域の回覧板などを通して保護者へその内容を具体的に伝えて行くように努めることが大切です。

野宿生活者の声から・・・・・・・・・・・・・・・・・・(川崎市長への163項目の要望書より 1994. 6)

- 子どもたちが石を投げたり、ロケット花火をねらって撃つのを、やめさせてほしいと思います。
- 子どもに野球ボールを投げられました。自転車を投げられたこともあります。
- カンを投げられたのは何度もあります。
- 頭に石がぶつかり、大けがをして救急車で運ばれました。
- 段ボールに放火されて大やけどをしました。
- 夜の寝ているときに、カンを投げられました。しばらくしてまた投げられました。もうこんなことはしないで欲しいです。

### ⑤ 野宿生活者とのトラブルの発生への対応

野宿生活者の問題については、全教職員が人権尊重教育という共通の認識に立ち、家庭や地域に対して積極的に理解と協力を求めるとともに、次のような点に留意しながら全体に取り組むようにしたいものです。

- ・緊密な連携がとれるよう、窓口となる係を組織上に位置づける。
- ・情報の入手方法・処理の仕方について全体で研修する機会を持ち、いつでも、誰でも対応できるようにしておく。
- ・家庭や地域の協力が得られるように、外部からの情報に対して誠意をもって対応する。

### (3) 日ごろの人権尊重教育の充実を図る

各学校には、神奈川県教育委員会発行の『人権・同和教育の実践のために』が配布されています。この冊子には、参加体験型の学習教材が掲載されています。

この教材等を使った学習を行うことで、権利は自分だけに保障されているのではなく、自分の周りにいる他者にも共通に保障されており、自分の権利を守ることは、そのまま他者の権利も同様に尊重することの大切さが分かるようになります。

こうした学習経験を通して、野宿生活者にも平等に権利が保障されていることを学ばせ、人間尊重、生命尊重の精神の涵養を図ることが極めて重要です。

各学校には、他にも人権尊重教育のための資料が各種配付されています。再度、資料の活用を検討し、野宿生活者の人権保障につながる学習を展開することが望まれます。

#### こんなことはしなかったでしょうか・・・？

- 1 あらゆる種類の蔑称<sup>べっしょう</sup>を日常会話の中で使ってないでしょうか。
- 2 子どもを叱るときに、差別意識を植え付けるような言葉を発していないでしょうか。
- 3 子どもが差別的な言葉を発するなどの行為を取ったとき、それを注意深くとらえて、即時的な指導を行っていますか。
- 4 特定の子どもを「問題児」とみなし、知らぬ間に『排除』の意識を育ててはいないでしょうか。
- 5 日常の生活の中で、暴力行為を否定するような感覚を積極的に育てていますか。
- 6 大人の価値観を押し付けず、一人一人の子どもたちの考えに十分耳を傾けていますか。
- 7 いじめや差別の痛みを学ぶ場を、教育活動の中に意図的に設けていますか。
- 8 一人一人が心を開き、だれもが思うことを発言できる学級になっていますか。